

川崎市市民葬儀実施要領

1 目的

川崎市葬祭条例（昭和27年9月22日条例第33号。以下「条例」という。）及び川崎市葬祭条例施行規則（昭和27年9月22日規則第28号。以下「規則」という。）の規定に基づき、市民福祉の見地から、市民が適正かつ低廉な料金で利用できる市民葬儀を実施することにより、市民の経費負担の軽減を図ることを目的とする。

2 基本方針

- (1) 市民葬儀は、葬祭について葬祭業者がこの要領により取り扱う業務とする。
- (2) 市民葬儀の取扱い業者は、この趣旨に賛同し、市の指定を受けた者とする。
- (3) 市民葬儀は、川崎市民に限り、利用できる。
死亡者が川崎市民である場合は、川崎市民ではない施主も、これを利用できる。
その他、市長が特別の理由があると認めた者は、これを利用できるものとする。

3 葬祭の料金及び内容

- (1) 葬祭の料金及び内容は、別表1のとおりとする。

4 業者の指定

- (1) 市民葬儀取扱い業者の指定は、川崎市市民葬儀運営協議会（以下「運営協議会」という。）による審議を経て市長が行う。
- (2) 前号の指定を受けようとする業者は、所定の手続きを経て、指定申請書その他必要書類を運営協議会に提出するものとする。
- (3) 指定申請に必要な書類は、以下のとおりとする。
 - ・市民葬儀取扱業者指定申請書（様式1）
 - ・営業の概要（様式2）
 - ・店舗所在地付近略図（様式3）
 - ・川崎市暴力団排除条例第4条第3項の規定に基づく個人情報外部提供同意書（様式4）
 - ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、店舗の写真等、上記書類記載内容の確認に必要な書類
- (4) 運営協議会による審議は、原則として年1回行うこととする。ただし、必要に応じて書類による審議を行うことができる。
- (5) 運営協議会の審議の結果は、結果通知書（様式5）により申請者宛て通知する。審議に基づき指定されなかった業者については、その理由等を記した書類を添付して通知することとする。書類による審議を行った場合は、各委員にも文書にて結果を通知する。
- (6) 指定業者は、所定の標識（様式6）を掲出する。
- (7) 指定後に、住所の変更があった指定業者は川崎市市民葬儀取扱指定店住所変更届（様式7）を

届出事項に変更があった指定業者は川崎市市民葬儀取扱指定店届出事項変更届（様式8）を速やかに運営協議会に提出する。

4の2 指定業者の登録要件

指定業者は、次の各号に規定する要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 川崎市内に独立した葬儀店舗を有していること
- (2) 前号の店舗で開業後、5年以上の営業実績があること。また、当該店舗で葬儀に関する相談に応じることができること
- (3) 市民葬儀の取扱いに必要な祭壇を所有していること
- (4) 指定業者が主体となって葬儀サービスを提供するとともに、責任をもって葬儀に立ち会うことができること

5 実施の方法

- (1) 市は、別表2に定める市民葬儀葬祭券（以下「葬祭券」という。）を発行するものとする。
- (2) 葬祭券は、指定業者以外の者は取り扱うことができない。
- (3) 市民葬儀を利用しようとする者は、区役所及び支所、出張所において葬祭券の交付を受けるものとする。
- (4) 利用者は、葬祭券を指定業者に提出し、葬祭の申込みを行い、所定の料金を支払うものとする。
- (5) 指定業者は、葬祭の申込みを受けたときは懇切かつ迅速に取り扱わなければならない。
- (6) 指定業者は、取り扱った前月分の市民葬儀を所定の用紙に記載し、毎月10日までに提出しなければならない。

6 指定の取り消し

- (1) 市長は、指定を受けた者が次の各号に該当するときは、運営協議会の審議を経た上で、取り消す理由等を記した取消通知書（様式9号）による通知をもって、指定を取り消すことができる。
 - (ア) この要領に定める事項に欠けたとき、又は違反したとき
 - (イ) 申請における不実又は川崎市暴力団排除条例に抵触することが判明したとき
 - (ウ) 市民葬儀の取扱いについて、種別及び価格に違反し又は葬家に対して不当に金品等を要求したとき
 - (エ) 市民葬儀の取扱いに必要な祭壇を使用させることができないとき
 - (オ) 市民葬儀の申込みを正当な理由なく拒んだとき
 - (カ) 店舗所在地において、葬祭業を営んでいることの実態がないことが判明したとき
 - (キ) 本市施設の利用にあたり、本市からの指示、命令等に従わず、本市施設の業務運営に支障を与えたとき
 - (ク) 貨物自動車運送事業法等関係法令違反その他の法令違反により処罰されたとき

- (ケ) 公序良俗に反する行為等、指定を受けた者としてふさわしくない事実が判明したとき
- (2) 前項の規定により指定が取り消された者は、取消通知を受領した日の翌日から起算して3月以内に、書面により取消しを不服とする弁明をすることができる。
- (3) 前項の弁明がなされたときは、運営協議会はあらためて取消の適否について審議することとし、審議の結果については、第4項第5号の規定に基づき通知する。この場合、再度の弁明はこれを認めない。
- (4) 第1項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、市民葬儀を継続する意思がないときは、届出(様式10)により指定業者の取下げをすることができる。この場合における指定の取消し手続きについては、前項の規定に関わらず、届出を受理したときにその効力が発生する。
- (5) 指定を取り消されたとき又は前項の規定による届出をするときは、すみやかに所定の標識を市に返納しなければならない。
- (6) 指定の取消しを受けた者は、取消し後5年を経過するまでは指定の申請をすることができない。

7 趣旨の普及

市は、市政だよりその他の広報により市民葬儀の趣旨の普及徹底に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この改正要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成31年1月4日から施行する。

(経過措置)

この改正要領の施行の際現に指定業者である者及び新規指定に係る審議を継続中の場合は、第4条の2の規定は適用しない。

別表 1

種 類	A	B	C
料 金	145,000円 (税込156,600円)	112,000円 (税込120,960円)	92,000円 (税込99,360円)
御棺及び内容品	上 棺 内 張 上 帷 子 一 式		
棺 覆	金 欄		
祭 壇	上 3 段 (6 尺) 金 欄 祭 壇 掛	中 3 段 (6 尺) 金 欄 祭 壇 掛	並 3 段 (6 尺) 金 欄 祭 壇 掛
前 机	一 式		
焼 香 具	3 組	2 組	2 組
幕	1 0 間 内 外 と も		
葬 儀 帳	上 一 式		

(平成4年1月1日料金改定)

(控)

市民葬儀葬祭券

年 月 日

施主住所
氏 名



- A. 145,000円 (税込 156,600円)
(上3段金欄掛)
- B. 112,000円 (税込 120,960円)
(中3段金欄掛)
- C. 92,000円 (税込 99,360円)
(並3段金欄掛)

本料金は祭壇飾付一式の料金です。
その他火葬料、斎場使用料、供花、御礼品等は、別料金
になります。

(指定店控)

市民葬儀葬祭券

年 月 日

施主住所
氏 名

葬 儀 日 時

平成 年 月 日 時 出 棺

取扱指定店

- A. 145,000円 (税込 156,600円)
(上3段金欄掛)
- B. 112,000円 (税込 120,960円)
(中3段金欄掛)
- C. 92,000円 (税込 99,360円)
(並3段金欄掛)

上記A、B、Cのうちご希望のものを○で囲み、次葉と
ともに取扱指定店に提出し申し込んでください。
本料金は祭壇飾付一式の料金です。
その他火葬料、斎場使用料、供花、御礼品等は、別料金
になります。

川 崎 市

(報告用)

市民葬儀葬祭券

年.....月.....日

施主住所.....

氏 名.....

葬 儀 日 時

平成.....年.....月.....日.....時 出 棺

取扱指定店

A. 145,000円 (税込 156,600円)
(上3段金欄掛)

B. 112,000円 (税込 120,960円)
(中3段金欄掛)

C. 92,000円 (税込 99,360円)
(並3段金欄掛)

様式 1

市民葬儀取扱業者指定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

氏名

(生年月日 年 月 日)

川崎市市民葬儀の趣旨に賛同し、取扱業者の指定を受けたいので
関係書類を添えて申請します。

なお、指定の認可後は「川崎市市民葬儀実施要領」の各条項を
厳守することを誓約します。

様式2

営 業 の 概 要

店舗の屋号・名称

店舗の所在地

葬具の常備状況

(特に市民葬儀用のもの)

業務用自動車の状況 ※車検証写しの添付

(葬具運搬、連絡用、霊柩車)

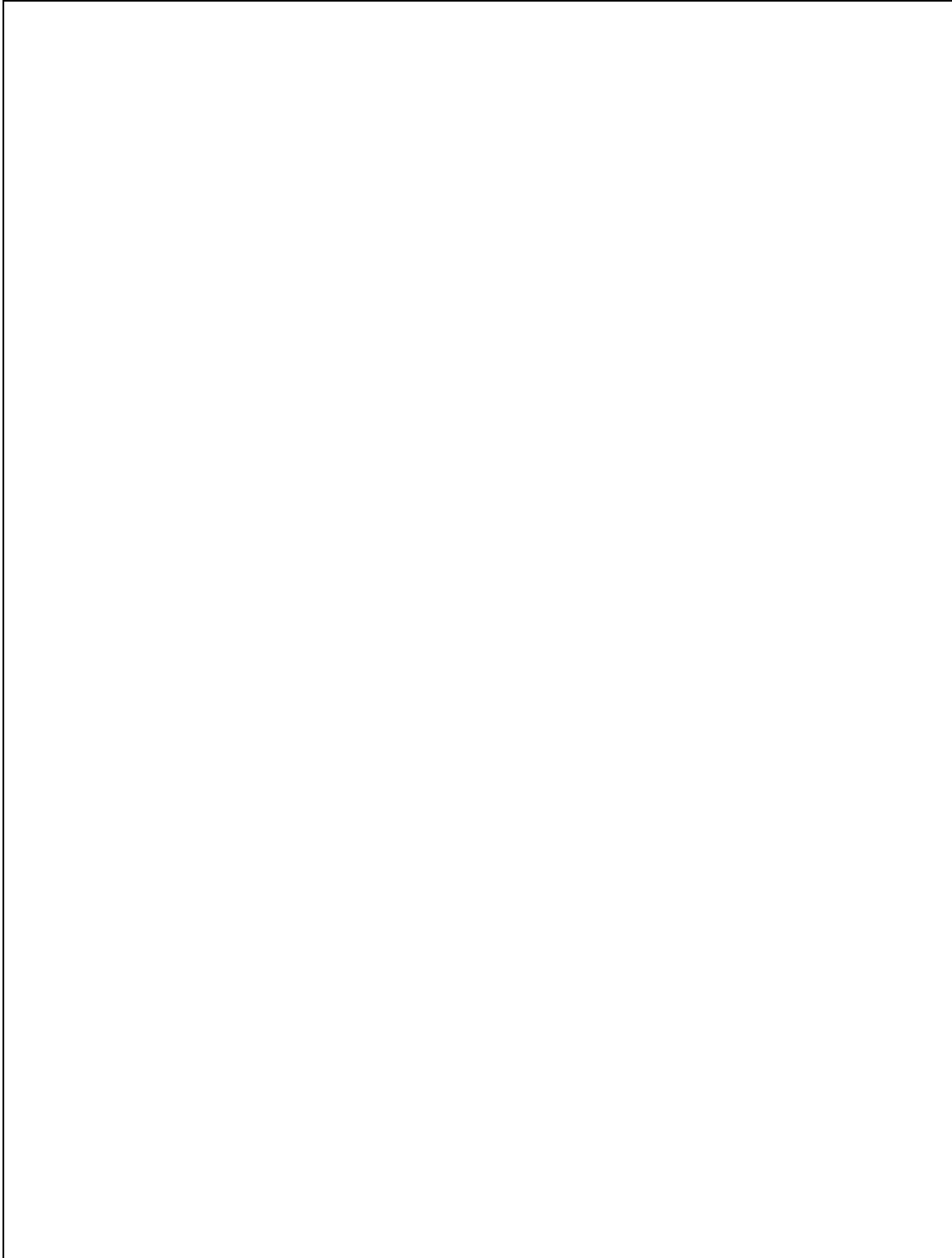
従事者の状況

(飾り付け作業員、式事奉仕員等)

前年度中における葬祭取扱い件数

様式3

店舗所在地付近略図



川崎市暴力団排除条例第4条第3項の規定に基づく個人情報の外部提供同意書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

川崎市暴力団排除条例第4条第3項の規定に基づき、次の個人情報を神奈川県警察へ提供することに同意します。

※各役員等全員の記名押印又は署名をすること。
この様式を適宜加工すること。
[本様式を使用した場合、この部分は削除すること。]

法人名 : _____

代表取締役..... 印

役員..... 印

役員..... 印

役員..... 印

役員..... 印

監事..... 印

商号又は名称					
代 表 者					
所 在 地					
役 員 等	役 職 名	(ふ り が な) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
備 考					

結 果 通 知 書

住 所

氏 名

生年月日

店舗の名称及び所在地

上記の者を川崎市市民葬儀取扱業者として
指定する。

年 月 日

川崎市長

結 果 通 知 書

住 所

氏 名

生年月日

店舗の名称及び所在地

上記の者を、別紙の理由により、川崎市市民葬儀取扱業者として指定しません。

年 月 日

川崎市長

青地に白文字、縦40CM×横45CM



川崎市指定
市民葬儀取扱店

川崎市市民葬儀取扱指定店住所変更届

年 月 日

(宛先) 川崎市 長

住所

店舗名称

代表者氏名

(生年月日 年 月 日)

このたび、当該店舗の住所を次のとおり変更しましたので、報告いたします。

旧住所

(電話番号)

新住所

(電話番号)

川崎市市民葬儀取扱指定店届出事項変更届

年 月 日

(宛先) 川崎市 長

住所

店舗名称

代表者氏名

(生年月日 年 月 日)

このたび、届出事項を次のとおり変更しましたので、報告いたします。

	変 更 す る 事 項
新	
旧	

川崎市市民葬儀取扱指定業者取消通知書

住 所

法人名

代表者氏名

店舗の名称及び所在地

上記の者を、.....年.....月.....日に開催した川崎市市民葬儀運営協議会における審議に基づき、次の理由により川崎市市民葬儀取扱指定を取り消します。

取消理由：

.....
.....

年 月 日

川崎市長

(不服申立の教示)

この通知について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に書面による不服申立ができます。

川崎市市民葬儀取扱指定店取下げ届出

年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

住所

店舗名称

代表者氏名

(生年月日 年 月 日)

このたび、次の理由により、川崎市市民葬儀取扱指定店を取り下げますので届出いたします。

指定店を取り下げる理由
[記載例：営業廃止のため]